

ほたて貝の解釈について

輸入注意事項11第23号 (11. 4. 30)

改正①輸入注意事項12第168号 (12. 12. 26)

昭和41年4月30日付け通商産業省告示第170号(輸入公表)によりほたて貝の輸入については、経済産業大臣の輸入割当てを受けなければ輸入することができないこととなっていますが、ここでいう「ほたて貝」とは、イタヤガイ科(Pectinidae)に該当するものをいいます。(代表的な属としては、ペクテン属、クラミア属、アラコペクテン属、アカイペクテン属、アムジウム属、アルゴペクテン属、パチイノペクテン属がこれに該当します。)

なお、ほたて貝を輸入しようとする者は、それが輸入割当てを必要とするか否か判定困難な場合には、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に相談して下さい。①